

## 平成27年度 第1回消費生活審議会会議概要

日 時	: 平成27年10月30日(金)午後1時30分～午後3時10分
場 所	: 消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	: 澤田委員, 道上委員, 小林委員, 石井委員, 南委員, 平山委員 三島委員, 渡部委員, 小島委員, 沢井委員, 高取委員, 梨本委員
欠席委員	: 渡辺委員, 遠藤委員
事務局	: 井崎市民生活部長, 古俣市民生活課長, 小柳消費生活センター所長, 後藤主査
議 事	: 1. 正副委員長の互選 2. 消費者行政における最近の国の動向 3. 平成26年度事業結果について 4. 平成27年度事業計画について 5. 推進計画で設定した目標の進捗状況について 6. その他
審議概要	<p>各委員, 事務局挨拶のあと議事に入る。</p> <p>(議事1 正副委員長の互選)</p> <p>会長, 副会長の互選を行い, 会長に澤田委員, 副会長に遠藤委員を選出した。</p> <p>(議事2 消費者行政における最近の国の動向)</p> <p>事務局 議事2について説明</p> <p>委員長 消費生活センターの条例化について, 現在どうなっているのか, また今後の予定は。</p> <p>事務局 現在は, 機関設置として, 規則のなかで規定されている。消費者安全法が改正され, 消費生活センターを条例で設置するよう定められたので, 2月議会までに諮るよう検討に入った。</p> <p>(議事3 平成26年度事業結果について)</p> <p>事務局 議事3について説明</p> <p>委員長 特殊販売契約当事者は, 通信販売が一番多いが, これには, ダイレクトメールやパソコンからの注文も含まれているか。</p> <p>事務局 手紙, 雑誌など, 通信販売を使っている件数になる。</p> <p>(議事4 平成27年度事業計画について)</p> <p>(議事5 推進計画で設定した目標の進捗状況について)</p> <p>事務局 議事4, 5について一括説明</p> <p>委 員 特殊詐欺が最近多発しているが, 事前の対策が大事と考えている。取り組みのなかで, 見守りネットワークが非常に重要と思うので, 力を入れて取り組んでもらいたい。</p>

事務局 福祉部門で、高齢者世帯を、地域ぐるみで見守り支えていこうと取り組み始めた。高齢者が被害に遭わないような仕組みを検討していく。

(議事5 その他)

事務局 消費生活センターの条例化について、現在検討しているので、案ができれば皆さんから意見をお聞きする予定なので、よろしくお願ひしたい。

委員長 見込みとして、何時頃になるか。

事務局 2月議会に提出するためには、12月の後半あるいは1月に若干入るぐらいになる。

委員 条例に定めることにより、どのようにかわるのか。

事務局 消費生活センター自体が大きく変わることはない。市民の皆様から消費生活センターの存在を知ってもらうことになる。

委員 消費者被害の防止と救済について、事例や被害防止対策をお知らせする機会はあるのか。

事務局 消費生活センターでは機関誌で広報している。また、全国的な事例では国民生活センターの新鮮見守り情報などがある。

委員長 機関誌について、説明願う。

事務局 最新号では、消費生活センターで行っている計量業務の紹介やくらしのレポートが調査した小売価格調査の結果などを掲載している。

委員 TPPの大枠合意ができ、いろいろな輸入品が入ってくる。どのような影響があるのか見るためにも必要と考える。精度の高い調査をしていただきたい。

委員 計量の関係で立入検査とあるが、悪質な業者にはどのように対応しているか。

事務局 ここでの検査は、計り売りしているものの内容量の量目の立入検査。表示の関係で悪質な場合は、県の権限になるので、県に通知する。また消費生活用品の安全マークがあるかの検査は、市で検査を行っている。

委員 効果を宣伝する過剰なテレビCMを取り締まるところはあるのか。

事務局 景品表示法であれば、消費者庁になる。また、国民生活センターで、各地の消費生活センターで受け付けた相談を集約するシステムがあるので、なにか気付いたことがあれば、相談してもらえば、情報が国に集約され、問題があれば、発表されることになる。

委員 どこに相談すればいいのか。

事務局 消費生活センターや消費者庁の窓口でもいい。また、食品関係については、新潟市では保健所がやっているの、そちらでもいい。

委員 宣伝を見ていて、商品のいい悪いの判断はどのようにすればいいのか。

事務局 消費生活センターでは判断できないが、消費者庁のリコール情報や国民生活センターに事故があった商品をテストする部署があるので、それらを紹介する。なにかあったら消費生活センターに相談していただきたい。

委員 次々に店舗を移動して、ただで商品を配ると言っておおぜい高齢者を集めて、販売しているのはいいのか。

事務局 トラブルになりやすい商法のSF商法にちかいと思われる。おかしいと感じられたら、周りの方から見守ってもらい、注意喚起してもらいたい。

委員長 先ほどの効果の過剰な宣伝について、消費者庁が調査をしていて、科学的な根拠がない場合は、行政処分がでるので、消費者庁に通報すればいいと思われる。

委員 計画のなかで、機関誌の発行部数の目標値があるが、高齢者や専業主婦など情報弱者に情報が行き渡るように、発行部数を増やしてほしい。

事務局 現在、機関誌は、主に、高齢者に関する包括支援センター、居宅介護事業施設に送付している。26年度は、カレンダー付き啓発紙を新聞折り込みで全戸配布した。広報の仕方については、これからも検討していきたい。